該非用パラメータシート

外為令の該非判定パラメータシート(カバーシート) 外為令別表の9の項及び15の項 通信と情報セキュリティに係る技術

提供技術名:		(通信と情報セキュリティ 様式 9ー技(カ		(1/1)	
メーカー名:	CISTEC 2015.10.1 (平成 27 年 10 月1日施行政省令等対応)				
判 定 項 番		パラメータシート様式			
《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》					
標題の技術の判定対象項番は、下記の□にレ又は×をマークし	したものです。				
判定結果は添付のパラメータシート様式に記載します。					
【情報セキュリティ関連】					
□ 1.【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技	<mark>支術)】</mark>	様式9-技1	情セ		
輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計。	、 <mark>、</mark> 製造				
フは使用に係る技術あるいは、					
プログラムであって、省令第8条第九号、第十号から第	<mark>第十二</mark>				
号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同 ⁹	<mark>等の機</mark>				
能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は	<mark>当該</mark>				
機能のシミュレーションを行うことができるもの					
【通信関連】					
□ 1.【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】		様式9一技1通信			
輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計。	、製造	13.232	~		
又は使用に係る技術					
□ 2.【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】		様式9-技2	様式9一技2		
輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6	3)				
までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術。)				
(外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に持	曷げる				
技術を除く。)					
□ 3.【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】		様式9-技3			
通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に					
係る技術。					
(7の項の中欄に掲げるものを除く。)					
□ 4.【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】		様式9一技4			
超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る	技術。				
(7の項の中欄に掲げるものを除く。)					
□ 5.【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】		様式15一技			
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設言	十又は				
製造に係る技術。					
検討の結果、以上相違ありません。	作成責任者	:(作成年月日	年	月 日)	
EXECUTE THE PROPERTY OF MIND	会 社 名				
	所属・役職				
(フリガナ) 氏 名					
				印	
	電 話	-			